

外来管理加算、地域医療貢献加算の結果検証

10月12日の中医協・総会（会長：森田朗・東京大学大学院法学政治学研究科教授）では、再診料に加算する外来管理加算、地域医療貢献加算について、2010年度診療報酬改定による影響の検証・議論を行った。

前回改定でいわゆる「5分ルール」を撤廃した一方、簡単な症状確認のみでは算定不可となった外来管理加算について、事務局は、外来管理加算の算定割合がやや増えたとする検証結果を示した。約3割の診療所が問診などを丁寧に行うようになったと回答し、患者は、病院・診療所双方で診察が丁寧になったと感じる人が多かったと説明した。

これについて診療側委員からは、「再診料の算定が減って割合が増えただけで、実質的には外来管理加算の算定が増えたわけではない」などの指摘がなされた。一方、支払側からは、ここ10～15年というスパンでとらえた上で、「再診料とセットで無条件に算定されていた以前に比べて、見直しを行った08年度改定以降、（無駄な算定が減ったことで）適正化しており評価できる」とする意見が出された。

また、前回改定で新設された、診療所による休日・夜間の対応を評価する地域医療貢献加算について事務局は、同加算を届け出ている方が、診療時間外の対応への体制整備・周知に積極的で、実際に電話等による対応を多く行っており、患者からも評価する声が多く上がっていると。そして、地域医療の充実を図る上で重要などとして一定の効果を認める声が上がるとともに、点数が低いことや名称どおりに地域医療に貢献してはいない、かかりつけ医が休日・夜間に対応するのは当たり前など、見解が分かれた。

森田会長は、「加算自体の意味付けが不明確であり、整理が必要」とする白川修二委員（健康保険組合連合会専務理事）の指摘を取り上げ、今後の論点とすることを提案した。

■明細書の無料発行義務化についての検証も

2010年度改定時に義務付けられた明細書の原則無料発行についても、事務局より検証データが示され、患者から求めがあった場合にのみ発行する「正当な理由」を届出ているのは、病院8.9%、診療所1.9%、薬局0.2%で、そのうち費用を徴収しているのは病院・薬局が約2割、診療所が約3割に上ることが分かった。

患者への調査では、明細書についての反応は概ね好意的であるが、もらっても内容が分からない等の意見も多く出ていたとし、「明細書はそもそも保険者に渡すもの。患者用に書式を工夫してはどうか」との提案も見られた。

森田会長は、「明細書の目的には、治療内容を説明する視点と、治療費用を説明する視点とがあり、整理する必要がある」とした上で、①「正当な理由」によって実費徴収可能となっていることが明細書の発行を妨げている等の指摘に対し、規定の是非や時限措置の設定を検討、②患者が一度「明細書の発行を希望しない」とすると、その後はずっと発行されないことに対する改善策を検討する、といった方向で議論を整理した。

次回の総会は、10月下旬に開催予定。